

○厚生労働省告示第百六十六号

臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条第一項第五号及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の十八第二項の規定に基づき、臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年四月一日から適用する。ただし、第一条中臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準（昭和五十六年厚生省告示第十六号）別表第一の改正規定及び第二条中放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法（平成十二年厚生省告示第三百九十八号）別表第三の改正規定は、公布の日から適用する。

令和二年四月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部を改正する告示

（臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準の一部改正）

第一条 臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準（昭和五十六年厚生省告示第十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第二 管理に関する基準</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 六の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による線量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること(以下「内部被ばく」という。)による線量当量について、次に定めるところにより測定した結果に基づき、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の十八第二項各号列記以外の部分の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定しなければならない。</p> <p>1 外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該外部被ばくによる線量を算定するために適切と認められるものを放射線測定器を用いて測定することにより行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>4  3  (略)</p> <p>内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取した場合にはその都度、使用室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれ</p>	<p>第二 管理に関する基準</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 六の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による線量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること(以下「内部被ばく」という。)による線量当量について、次に定めるところにより測定した結果に基づき、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の十八第二項各号列記以外の部分の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定しなければならない。</p> <p>1 外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量(中性子線については、一センチメートル線量当量)を放射線測定器を用いて測定することにより行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。</p> <p>3  2 (略)</p> <p>1の規定にかかわらず、2のただし書により体幹部以外の部位について測定する場合は、七十マイクロメートル線量当量(中性子線については、一センチメートル線量当量)を測定すれば足りること。</p> <p>5  4  (略)</p> <p>内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取した場合にはその都度、使用室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれ</p>

のある場所に立ち入る場合には三月を超えない期間ごとに一回（妊娠中である女子にあつては、本人の申出等により衛生検査所の管理者が妊娠の事実を知った時から出産までの間一月を超えない期間ごとに一回）、医療法施行規則第三十条の十八第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより行うこと。

八〇十四（略）

第三 限度

一〇七（略）

八 第二の六に規定する検査従事者等に係る等価線量限度は、次のとおりとする。

- 1 眼の水晶体については、令和三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト及び四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト（緊急検査従事者等に係る眼の水晶体の等価線量限度は、三百ミリシーベルト）
- 2・3（略）

別表第一（第三関係）

放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空气中濃度限度等

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類	(略)	(略)	(略)
核種	化学形等		
(略)	(略)		
$^{101}\text{Ag}$	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀		
(略)	(略)		
$^{102}\text{Ag}$	硝酸塩、硫化物、酸化物		

のある場所に立ち入る場合には三月を超えない期間ごとに一回（妊娠中である女子にあつては、本人の申出等により衛生検査所の管理者が妊娠の事実を知った時から出産までの間一月を超えない期間ごとに一回）、医療法施行規則第三十条の十八第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより行うこと。

八〇十四（略）

第三 限度

一〇七（略）

八 第二の六に規定する検査従事者等に係る等価線量限度は、次のとおりとする。

- 1 眼の水晶体については、四月一日を始期とする一年間につき百五十ミリシーベルト（緊急検査従事者等に係る眼の水晶体の等価線量限度は、三百ミリシーベルト）
- 2・3（略）

別表第一（第三関係）

放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空气中濃度限度等

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素の種類	(略)	(略)	(略)
核種	化学形等		
(略)	(略)		
$^{101}\text{Ag}$	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀		
(略)	(略)		
$^{102}\text{Ag}$	硝酸塩、硫化物、酸化物		

(略) 103 Ag	及び水酸化物以外の化合物並びに <u>金属銀</u> (略) 硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに <u>金属銀</u>	(略) 103 Ag	(略) 、 <u>水酸化物及び金属銀</u> (略) 硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略) 104 Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに <u>金属銀</u>	(略) 104 Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略) 104m Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに <u>金属銀</u>	(略) 104m Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略) 105 Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに <u>金属銀</u>	(略) 105 Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略) 105m Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに <u>金属銀</u>	(略) 105m Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略) 106 Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに <u>金属銀</u>	(略) 106 Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略) 106m Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに <u>金属銀</u>	(略) 106m Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>

(略) 108 Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 及び水酸化物以外の化合 物並びに <u>金属銀</u>	(略) 108 Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 、 <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略) 108m Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 及び水酸化物以外の化合 物並びに <u>金属銀</u>	(略) 108m Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 、 <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略) 109m Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 及び水酸化物以外の化合 物並びに <u>金属銀</u>	(略) 109m Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 、 <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略) 110 Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 及び水酸化物以外の化合 物並びに <u>金属銀</u>	(略) 110 Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 、 <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略) 110m Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 及び水酸化物以外の化合 物並びに <u>金属銀</u>	(略) 110m Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 、 <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略) 111 Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 及び水酸化物以外の化合 物並びに <u>金属銀</u>	(略) 111 Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 、 <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略) 111m Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 及び水酸化物以外の化合 物並びに <u>金属銀</u>	(略) 111m Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 、 <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略) 112 Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物	(略) 112 Ag	(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物

<p>(略) 113 Ag</p>	<p>及び水酸化物以外の化合物並びに<u>金属銀</u> (略) 硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに<u>金属銀</u> (略)</p>				<p>(略) 113 Ag</p>	<p>、<u>水酸化物</u>及び<u>金属銀</u> (略) 硝酸塩、硫化物、酸化物、<u>水酸化物</u>及び<u>金属銀</u></p>			
<p>(略) 113m Ag</p>	<p>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに<u>金属銀</u> (略)</p>				<p>(略) 113m Ag</p>	<p>(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物、<u>水酸化物</u>及び<u>金属銀</u></p>			
<p>(略) 115 Ag</p>	<p>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに<u>金属銀</u> (略)</p>				<p>(略) 115 Ag</p>	<p>(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物、<u>水酸化物</u>及び<u>金属銀</u></p>			
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>				<p>(略)</p>	<p>(略)</p>			